

秋田県監査委員処務規程(昭和四十二年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

(6) 住民監査請求に係る暫定的な停止勧告及び当該勧告の内容の公表に関すること。

第六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、監査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴取するものとする。

第六条第二項中「調査等」の下に「及び意見聴取」を加える。

第九条第一号ア中「、室、隊及び所」を「及び室」に改め、同号イ中「、同条第四号」を「及び同条第四号」に改め、「及び同条第五号に定める事業所」を削る。

第十条第四項中「前三項」を「前各項」に、「又は議会等」を「、議会等」に改め、「通知」の下に「又は暫定的な停止勧告の内容」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 住民監査請求があつた場合において、知事等に対し公金の支出等の行為の暫定的な停止勧告をしたときは、これを公表する。

附 則

この規程は、平成十四年九月一日から施行する。

秋田県監査委員告示第五号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年八月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三条監査第二課の項第八号中「まで」の下に「及び第八号」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 住民監査請求に係る暫定的な停止勧告及び当該勧告の内容の公表に関すること。

七 住民訴訟に係る知事に対する損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴

訟の提起に関すること。
別表第二報告・公表の項を次のように改める。

報告・公表	1	2	3
	1 監査結果の報告及び公表に関するもの	2 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として議会等が講じた措置の公表に関するもの	3 住民監査請求に係る暫定的な停止勧告及び当該勧告の内容の公表に関するもの
	永年	永年	永年

附 則

この規程は、平成十四年九月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄